

## 1 環境省の見解

環境省（旧環境庁）は平成10年度の全国調査の結果の公表に際し、次の見解を示している。

ア 検出された物質は、内分泌攪乱作用を有すると疑われている物質ではあるが、今回の測定値について、内分泌攪乱作用についての科学的知見が未だ不十分なため、評価を行える状況にはない。

イ 相対的に高濃度が検出されたからといって、個々の測定点に着目して評価する段階ではない。

ウ 高濃度検出地点において、水生生物の形態上の異常は観察されていない。

エ 今後、環境リスクの評価確立に向けて、引き続き科学的知見の集積に努めていくこととしている。

## 2 環境ホルモン

環境省（旧環境庁）は、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を「内分泌攪乱化学物質」（いわゆる環境ホルモン）としている。

生殖機能障害や悪性腫瘍等を引き起こす可能性がある環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えて深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境保全上の重要な課題となっている。

現在、ビスフェノールA、フタル酸エステル類など約70種類が内分泌攪乱作用を有するものとして疑われている。

## 3 環境ホルモン戦略計画SPEED'98

環境省（旧環境庁）は、内分泌攪乱化学物質の問題についての基本的な考え方及びそれに基づき今後進めていく具体的な対応方針等を環境ホルモン戦略計画SPEED'98として1998年5月に取りまとめた。

その後、このSPEED'98に新しい知見等を追加・修正したもの（2000年11月版）を2000年11月30日に公表した。

環境省は、この対応方針に基づき各種の調査・研究を進め、また、早急に行政的な措置のあり方について検討を深めていくとともに、国民の本問題への正しい理解を助けるため、今後得られる新たな科学的知見や有用な情報を適時・的確に提供していくこととしている。

SPEED'98は、Strategic Programs on Environmental Endocrine Disruptorsの頭文字に文書の作成年を添えたものである。

## 4 ノニルフェノール

原料として界面活性剤、油性フェノール樹脂等に、また、加工品として洗剤、石油系製品の酸化防止剤及び腐食防止剤等として利用されている。

日本では、主に繊維産業、金属加工業等から排出されたノニルフェノールエトキシレートの分解によって生じているものと想定される。

平成13年8月3日に国の内分泌攪乱化学物質問題検討会において、以下のとおりリスク評価が取りまとめられた。

- (1) 魚類に対して強い内分泌攪乱作用を有することが、ほぼ確実に判明。  
ただし、既存の試験管内試験や文献調査の結果から、人への作用は弱いと考えられる。
- (2) メダカの性分化に関する影響を与える最小作用濃度は11.6 µg/Lであり、この場合の性分化に関する影響を与えない最大濃度（最大無作用濃度）は、6.08 µg/L。
- (3) 魚類を中心とする生態系に影響を及ぼす可能性はないと予測される水中濃度（予測無影響濃度）は、0.608 µg/L。

5 調査物質の選定について

調査物質は、環境ホルモン戦略計画でリストアップされた67物質の中から選定した。

この67物質のうち、大気環境調査は、大気環境への排出が考えられ、測定方法が確立されている9物質を選定し、平成12年度に調査した。

平成13年度も平成12年度と同様の9物質について、継続的に調査している。

また、水環境調査は、測定方法が確立され、国内で使用されていない農薬などを除く56物質について調査することとし、平成12年度はこの中から33物質を選定し調査した。

平成13年度は、残る23物質について調査している。

<平成13年度調査計画>

調査名	調査地点数	調査物質数	調査時期	備考
大気環境調査	3	9	夏季及び冬季	平成12年度と同じ地点で、同じ調査物質を調査。
水環境調査	10	23	夏季	平成12年度と同じ地点で、平成12年度未調査の物質を調査。

6 単位

µg（マイクログラム）は、100万分の1g（グラム）。

ng（ナノグラム）は、10億分の1g（グラム）。

[戻る](#)